平成２１年（フ）第３５５号
函館市中島町31番19号
債務者　大澤理江子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
函館市柳町８番24号
債務者　木下　明美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８０号
函館市桔梗４丁目34番23―115号
債務者　山本　捷峯
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８８号
北海道亀田郡七飯町字中野93番地13
債務者　吉田　則明
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９０号
函館市陣川町122番地52
債務者　輪島　亮一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９１号
函館市陣川町122番地52
債務者　輪島　千晴
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９４号
函館市山の手１丁目17番３号
債務者　久保　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
函館市大川町１番86―708号
債務者　大塚　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９７号
函館市大川町１番86―708号
債務者　大塚　好子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
北海道北斗市飯生２丁目５番26号
債務者　石田　信夫
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４００号
函館市高盛町26番11号
債務者　大川　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第９０号
群馬県太田市強戸町1570番地１
債務者　宮本れい子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９３号
群馬県太田市新田金井町471番地４
債務者　岩下理久子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道帯広市西17条北１丁目39番22号　さかえマンション８号
債務者　伊藤　姿保（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
北海道帯広市西24条南２丁目５番地15
債務者　冨原シズエ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１０２４号
奈良県生駒郡平群町西宮１丁目２番７号、開始決定時の住所千葉市美浜区打瀬３丁目１番地１　幕張ビーチテラス1704号
破産者　第新　始男
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１号
千葉県船橋市山手２丁目７番３号
破産者　高浦　早苗
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１８年（フ）第４８４号
開始決定時の住所岩手県陸前高田市高田町字森の前172番地
破産者　被相続人佐々木幸子相続財産
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第９１０号
仙台市泉区実沢字無串河原11番地の10
破産者　アイレック株式会社
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係